

# IV 都市防災

## 1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします

### (1) 震災に配慮した土地利用の推進

#### ①防火地域の拡充

- ・災害時における緊急交通路等として重要な幹線道路の機能確保や都市の不燃化促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域拡大等の効果的な防火対策を検討します。

#### ②オープンスペースの確保

##### <道路空間の確保>

- ・火災延焼被害の軽減を図るため、延焼遮断機能を有する都市計画道路等の整備を推進します。

##### <公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の場所としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

##### <市民防災農地の確保>

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の周知・普及を図ります。

##### <工場等跡地の防災的利用>

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。

#### ③緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。

そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。

特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

### (2) 震災に強い市街地の形成

#### ①拠点地区等の整備

- ・本市の広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉駅周辺地区の交通広場では、防災機能の充実を図るとともに、市街地再開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、防災空間等を確保し、災害に強い都市づくりを進めます。

- ・鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを進めます。

## ②密集市街地の改善

- 老朽木造住宅等が密集し、大規模地震時に建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地では、防災性の向上に向けて、耐震・耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するとともに、地域特性に応じた防災上の課題解決に向けた検討を住民と協働して取り組みます。
- 密集市街地のうち、重点的な対策の優先度が極めて高い川崎区小田周辺地区及び幸区幸町周辺地区を「重点対策地区」として位置づけ、建物の新築時の耐火性能強化を義務化する新たな防火規制条例と、義務化の対象となる地域住民の負担に配慮した支援制度の拡充をあわせて推進します。
- 重点対策地区については、防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として防災再開発促進地区にも指定し、老朽木造建築物等の除却や建替え、共同化にあわせた建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、道路・公園・広場等の整備を進め、延焼の拡大防止や避難地、避難路の確保をめざします。
- 密集市街地においては、建築基準法の接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建替え等の更新が進まず、防災面をはじめ住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

## ③建築物の耐震化の促進

- 地震時の建築物の倒壊等による被害を未然に防止し、市民の生命や財産を保護するため、昭和56年以前に建築された耐震性の不足する住宅や特定建築物等の民間建築物に対し、耐震診断、耐震改修等に係る支援を行い、建築物の耐震化を促進します。
- 災害時に基幹道路に求められる救命救助・消火活動・救援物資の輸送等の機能を維持するため、災害時に通行を確保すべき道路を指定し、対象となる沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、沿道建築物の耐震化を促進します。

## ④臨海部の安全性向上

- 臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には、火災等の発生が予想され、周囲へ被害が波及する恐れがあることから、大規模石油タンクの耐震性強化等の取組を進めます。また、土地利用転換に際して緑地及び不燃化施設の立地などを促進するとともに、立地企業と協力して災害に強い都市づくりに努めます。

## (3) 地盤被害の軽減

- がけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施等について、連携して取り組んでいきます。
- がけ崩れによる建築物の倒壊や人身への直接的な被害を防止するため、災害危険区域を指定し、居室を有する建築物の安全対策を適切に誘導します。
- 宅地造成工事規制区域に指定されている区域では、宅地造成に伴う災害を防止するために、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の適切な指導に努め、危険宅地の解消に努めます。
- 地震による宅地への影響の調査を実施するなど、大規模盛土による造成地の震災被害軽減の取組を推進するとともに、がけ崩れ等による被害を未然に防止するため、老朽化した擁壁の改修等を促進します。



急傾斜地崩壊対策工事の事例

## (4) 浸水被害の軽減

### ①河川の整備

- 局地的な集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されているため、計画的な河川改修や、雨水貯留浸透施設の設置促進等により、まちの治水安全度の向上をめざします。
- 神奈川県が管理し市が工事する一級河川、市が管理・工事する準用河川、普通河川については、時間雨量 50 mmに対応できる整備を推進します。さらに、重要な河川においては、将来計画の時間雨量概ね 90 mmの降雨に対応した堤防や護岸の整備を検討します。また、護岸等の河川管理施設の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新に努めます。
- 特定都市河川の鶴見川流域では、鶴見川流域水害対策計画に基づき、雨水貯留浸透施設の設置等を促進し、目標対策量の確保に努めます。
- 二ヶ領本川の抜本的治水対策として、五反田川の水を分水し、多摩川に直接放流する五反田川放水路の整備を進めます。
- 平瀬川支川では、平瀬川支川改修基本計画に基づき、自然環境に配慮し、地域住民が水に親しめる、洪水に強い安全な川づくりを進めます。
- 多摩川河口から国道1号線付近までの区間において、国による高規格堤防の整備と併せた市街地整備事業等を誘導することで、多摩川沿川市街地の安全性の向上を図ります。
- 河川水を災害時における消防用水や生活用水として利用する防災施設の設置に努めます。



五反田川放水路(多摩川放流部)完成予想図

### ②浸水対策

- 下水道の雨水整備については、整備水準を5年確率降雨（時間雨量 52 mm）とし、浸水リスクの高い地区では10年確率降雨（時間雨量 58 mm）に対応する対策を進め、浸水被害の軽減を図ります。
- 局地的な集中豪雨などによる浸水被害が発生していることから、重点化地区における雨水管きょや貯留管などの整備を推進します。
- 河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、雨水浸透施設や透水性・保水性舗装の整備などを進めます。
- 総合的な治水・浸水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導等により、降雨時に雨水が一気に下水や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。

### ③海岸対策

- 高潮等の浸水被害から後背地を防護するため、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設を整備するとともに、適切な維持管理を推進します。

## 2 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします

### (1) 都市機能の防災性の向上

#### ①交通環境の整備

- ・災害時の被害を軽減するため、関係機関との連携による鉄道施設や道路施設の耐震化を促進するとともに、都市全体の復旧、復興を牽引する防災性の高い交通ネットワークの形成をめざします。
- ・災害発生時の救出・救助活動や救援物資の輸送等を円滑に行うため、緊急輸送道路の整備を推進するとともに、市民や道路利用者への周知や機能の確保に向けた沿道建築物の損壊を防ぐ取組を促進します。
- ・市民生活において重要な生活道路などにおける橋りょうの耐震対策を進めます。
- ・道路や橋りょうなどの道路施設について、適切な管理に努めるとともに、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。
- ・電柱の倒壊や電線の切断による道路の寸断を防ぐため、国の動向を踏まえるとともに、川崎市無電柱化整備基本方針に基づき、円滑かつ効率的な無電柱化の推進を図ります。

#### ②ライフラインの整備

- ・老朽化した水道施設や下水道施設の更新、液状化対策を含めた施設の耐震化を計画的に推進します。
- ・ライフライン事業者等の多様な主体との協働・連携による災害時の燃料確保や応急対策等の取組を促進します。

#### ③災害対策拠点等の整備・活用

- ・川崎市役所本庁舎について、災害対策活動の中核拠点としての耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組みます。
- ・大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保するため、千鳥町及び東扇島における耐震強化岸壁の整備を進めます。
- ・首都圏における基幹的広域防災拠点として機能する東扇島東公園を活用し、防災性の向上をめざします。

### (2) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

- ・防災拠点となる公共施設等において、再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の低炭素化と自立分散型エネルギー化とともに、災害時における機能の維持を図ります。

### (3) 質の高い復興対策の推進

- ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすとともに、都市復興のプロセス等を市民と共有し、予防と復興への機運醸成や復興準備のさらなる質的向上を図ります。

### 3 安全に避難できるまちをめざします

#### (1) 地域防災拠点及び避難所の整備

##### ①地域防災拠点の整備

- ・市立中学校を地域防災拠点として位置づけ、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図ります。

##### ②避難所の整備

- ・地域防災拠点及び市立小学校、高等学校等の避難所について、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となるよう、施設の耐震性などの安全性を確保するとともに、施設の更新等に合わせて、災害時要援護者に配慮したバリアフリー対策に努めます。

##### ③消防署の整備

- ・老朽化した消防署等の整備を進め、総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。

##### ④安全対策の推進

- ・高層ビル、地下街、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。
- ・大規模災害に伴う公共交通への集中回避に向け、一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等の帰宅困難者対策の取組を推進するとともに、駅における物資の確保や運行情報の伝達手法の検討など、緊急時に備えた取組を促進します。
- ・防災関連の施設や災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システム等を整備し、本市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。
- ・災害時の円滑な避難をめざし、広域避難場所<sup>(\*)</sup>や避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

##### ※) 川崎市内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園、御幸公園、等々力緑地、中原平和公園、リハビリテーション福祉センター、市民プラザ、橘処理センター、緑ヶ丘霊園、県立東高根森林公園、稻田公園、生田緑地、西菅公園、菅馬場公園、王禅寺ふるさと公園

##### ⑤津波避難対策の推進

- ・津波からの一時的な避難のため、堅固な中・高層建物を利用した津波避難施設の指定・周知を図ります。

#### (2) 避難路の安全性の確保

##### ①避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、住民の発意による生活道路の安全性の点検、地区計画や建築協定等を活用した自主的な建物壁面の後退のルールづくりなど、住民の主体的な防災まちづくり活動を支援します。

##### ②ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのあ

る物については改善の意識醸成や指導等に努めるとともに、住民の発意による地区計画や建築協定等を活用した生垣化のルールづくりなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、安全対策を促進します。

### ③落下物防止対策

- ・地震動における建築物の窓ガラスや外壁、広告物等の破損落下による危険を防止するため、所有者又は管理者に対する改修の指導や啓発に努めます。
- また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

## 4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

### (1) 防災知識の普及による防災意識の向上

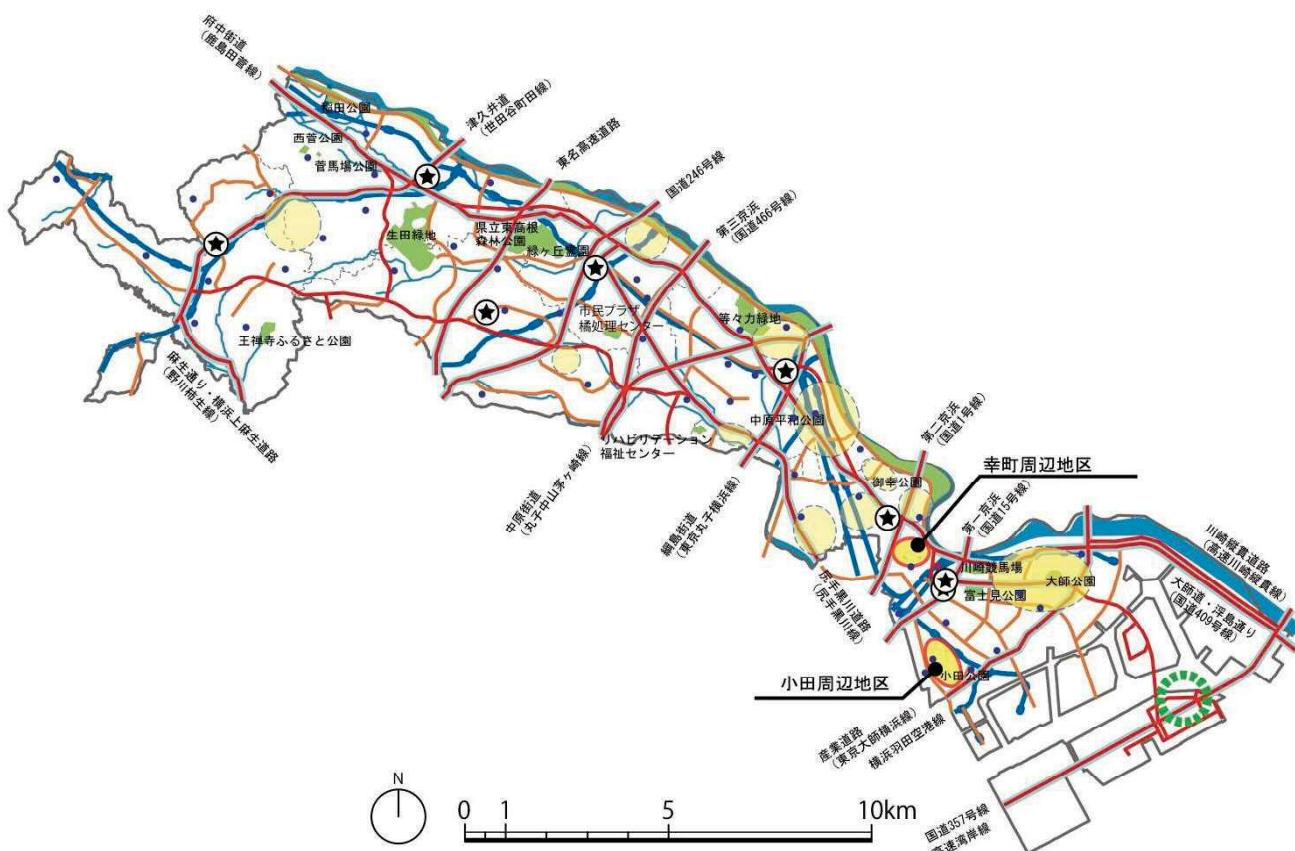
- ・地震による被害想定や洪水、土砂災害等の災害に関するハザードマップや災害情報を一元化した「かわさきハザードマップ」を活用し、地域における災害リスクについて、広く地域住民や事業者への周知を進め、防災意識の向上を図ります。
- ・災害への対応は公助だけでなく、自助・共助（互助）の取組が重要になることから、災害時における協力体制を整えるとともに、災害への備えについての周知・啓発を行い、地域でお互いに助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- ・洪水のおそれがある場合に土のう等による対策が講じられるよう、市内の水防倉庫に水防用資器材を補完するなどの地域の水防活動を支援する取組を推進し、地域防災力の強化に努めます。

### (2) 地域住民との協働による防災まちづくりの推進

- ・建物倒壊、火災延焼被害のリスクが高い地区において、町会、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域課題の抽出・共有を図るとともに、対策の検討とその実現に向けた地域住民主体の防災活動を支援し、地域防災力の向上をめざします。



# 都市防災方針図



## — 方針 —

- 緊急交通路
- 第1次緊急輸送路
- 第2次緊急輸送路
- 基幹的広域防災拠点
- 密集市街地の改善に向けた重点対策地区
- 協働による防災まちづくりの推進地区

## — 基本凡例 —

- ★ 市役所・区役所
- 地域防災拠点(中学校)
- 広域避難場所
- 河川
- 駅 鉄道